

「スイカ果実汚斑細菌病等の防疫指針」の制定について

■制定の経緯

農林水産省では、これまで国内で確認されていない病害虫の発生が確認された又は既に国内の一部に存在している病害虫が他の地域で発生し、有用な植物に重大な損害を与えるおそれがある場合に、国や都道府県などの関係機関が連携し、迅速かつ的確な措置を実施できるよう、2012 年に「重要病害虫発生時対応基本指針」を定めたところである（本誌 97 号）。この中では、国内農業に甚大な被害を与えることが明らかな重要病害虫については、平時及び発生時において講ずべき措置を防疫指針として策定することとしている。

これを受け、本年 7 月に、スイカ果実汚斑細菌病菌 *Acidovorax avenae* subsp. *citrulli*（以下「本細菌」）によってスイカ等のウリ科植物の一部（以下「スイカ等」）に引き起こされる病気（以下「本病」）への対応が「スイカ果実汚斑細菌病等の防疫指針」として定められたので、その概要を紹介する。なお、当該指針の詳細は以下を参照されたい。（http://www.maff.go.jp/j/syoutan/syokubo/keneki/k_kokunai/info_1.html）

■事前準備及び平時における対応

都道府県及び植物防疫所は、本病の発生が疑われた際の調査、検定等の実施体制を整えるとともに、平時より連携を図り、本病の侵入警戒調査を実施することとされている。また、都道府県はスイカ等の生産者や種苗取扱業者といった関係者（以下「生産者等」）に、植物防疫所は種苗関係団体に対し、それぞれ本病に関する知見などを提供し、同時に生産状況や本病の発生が疑われた場合の情報が速やかに得られるよう努めることとされている。

■本病発生の疑いがあった場合の対応

生産者等から本病発生の疑義情報があった場合、都道府県は現地調査等を実施する。また、侵入警戒調査等で疑似症状を認めた際にも、直ちに調査が行われる。こうした調査で採取された試料は、速やかに予備検定（イムノクロマト法もしくは

はラテックス凝集法）にかけられるとともに、本細菌が感染しているおそれがある植物等についても、感染拡大の防止措置がとられる。

予備検定で陽性が確認された場合には、顕微鏡による観察、細菌の分離、遺伝子診断等による検定（以下「検定」）を実施する。検定の結果、陽性が確認され、かつ、その発生が複数の果実生産ほ場に及ぶと疑われる場合には、都道府県は、植物防疫所や地方農政局等の協力を得て、「スイカ果実汚斑細菌病等に係る連絡会議」を設置して情報の整理・共有、さらにその後の対応の調整を行うこととされている。なお、検定で陽性が確認された場合には、分離された細菌株の最終的な同定を植物防疫所が実施する。

■初動対応

植物防疫所は都道府県と協力して、検定で陽性と判断された植物（以下「検定陽性植物」）の生産場所における発生状況調査を行うとともに、生産者等に対する当該植物の処分や薬剤散布といった初動防除を要請する。さらに、検定陽性植物の流通経路を踏まえ、発生範囲を特定するための調査を実施する。防除方法等の詳細は、2009 年に国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構野菜茶業研究所が発行した「ウリ科野菜果実汚斑細菌病防除マニュアル」（本誌 99 号）を参照されたい。

■おわりに

本細菌は、スイカ等に感染すると幼苗から果実まで全ての生長段階で被害を与え、特に果実に感染すると最後には腐敗果となり、ほ場全体に壊滅的な被害を与えることが知られている。本病は、日本では 1998 年に初めて発見され、その後複数の地域で散発的に発生があったがその都度徹底した防除が行われ、終息している。

本病の早期発見・防除には、病害虫防除所、植物防疫所等の植物防疫関係機関が密に情報共有し、連携して対応することが最も重要であり、今後、この指針を活用することでよりの確に対応できることが期待される。都道府県の皆様には引き続き協力いただきたい。

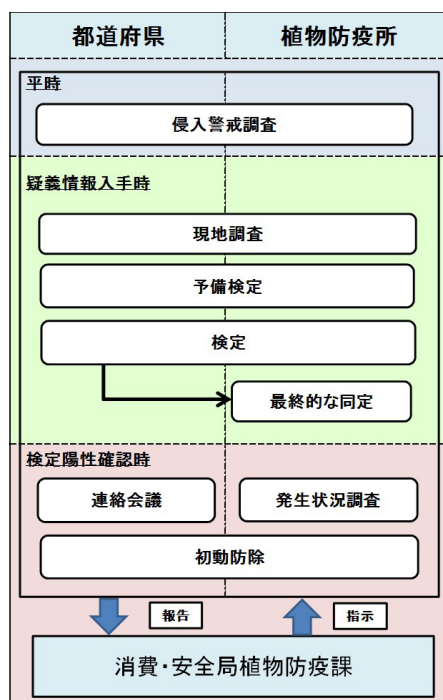


図 スイカ果実汚斑細菌病等の防疫指針フロー